

# 「鳥取県指定人権研修受講済証」の交付及び取扱いについて

平成24年2月7日  
総務部人権局  
生活環境部くらしの安心局

## 1 目的

宅地建物取引上の人権問題解決を目指した「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針（アクションプログラム）」（平成23年6月23日策定）の趣旨に基づき、県、社団法人鳥取県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会鳥取県本部（以下「協会及び県本部」という。）が連携して、県が指定する人権研修を受講した宅地建物取引業者に対し、鳥取県指定人権研修受講済証（以下「受講済証」という。）を交付し、もって県民の安心と住生活の向上に資する。

## 2 交付対象となる研修

- （1）交付対象となる研修は、人権意識の啓発に資する研修を、人権局長が指定する。
- （2）指定は、年度毎に予め行う。ただし、平成23年度の研修については、この限りでない。
- （3）指定された研修は、協会及び県本部を通じて、各業者に通知する。

## 3 交付方法

- （1）上記2の研修をいずれか一つ受講した宅地建物取引業者に対し、年1回、受講済証を交付する。
- （2）受講済証は、県から、協会及び県本部を通じて、指定研修を受講した業者に送付する。ただし、受講した者が、同一の店舗に従事するときは、1店舗につき1枚とする。

## 4 受講済証の管理

- （1）交付された業者は、店頭内の見やすい場所に掲示するなど、適切に管理する。
- （2）交付後、県は、受講済業者の名簿を県のホームページ等で公開するものとする。

## 5 留意事項

- （1）受講済証は第三者に提供しないこと。
- （2）協会及び県本部は、毎年度、受講済証を交付した業者の名簿を県に提供し、県は必要枚数を交付する。

## 参考）受講済証



※受講年度ごとに、色、年度を変更する。